

堺市議会業務継続計画(BCP)
(平成 年 月 日施行)
(協議資料)

堺 市 議 会

目 次

1 計画の目的・方針(必要性).....	1
2 議員の活動原則.....	2
3 議会BCPが対象とする災害.....	2
4 議会災害対策会議の設置.....	3
5 議会BCPが対象とする期間.....	3
6 対策会議と議員の役割.....	3
(1) 対策会議について.....	3
(2) 議員の役割.....	5
7 議員及び議会事務局職員の行動内容.....	6
(1) 議員.....	6
(2) 議会事務局職員.....	7
(3) 議員と対策会議、市災害対策本部等との情報伝達.....	7
8 各組織等の関係図.....	8
9 議員の安否確認.....	9
(1) 対象災害が議員登庁時に発生した場合.....	9
(2) 対象災害が議員登庁時以外に発生した場合.....	9

1 計画の目的・方針(必要性)

大規模災害のような市民の生命、身体、財産に被害を及ぼす事象が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになるが、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。そのため、行政の執行機関では、このような非常事態であっても優先的に実施するべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画（BCP **Business Continuity Plan**）を策定している。

一方、二代表制のもと、議会においては、平時に必要とされる議事機関としての議案の審議及び審査を行うこと、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価することなどの機能を維持するとともに、災害が発生した場合には、議員が地域活動のなかで収集した地域情報を市の災害対策本部などの執行機関に伝達するなど、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも大切である。

これらのことから、議会として災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた堺市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

※ 堺市議会基本条例

（議会の役割及び責務）

第2条 議会は、二代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。

3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。

2 議員の活動原則

- (1) 災害が発生した場合、議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行うとともに、必要に応じて被災情報等を、後述する「堺市議会災害対策会議」を通じて市災害対策本部等に伝達する。
- (2) 災害発生初期においては、市の職員は情報の収集や応急対策業務に忙殺され、混乱状態にあることが予想されるため、当局（市長その他の執行機関をいう。）への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。
- (3) 議会の役割である監視機能と審議・議決機能を適正に果たすため、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。
- (4) 災害発生時の交通機関や道路の状況を予想して、予め参集方法・経路等を準備、想定しておく。
- (5) 参集する場合は、状況に応じて飲料水や食料など当座に必要な用品を携帯する。

3 議会BCPが対象とする災害

次に示す規模で、かつ市の災害対策本部、危機管理対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部（以下「市災害対策本部等」という。）が設置される災害を対象とする。

- (1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 大阪府に津波警報（津波）が発表されたとき
- (3) 本市域に震度6弱以上の地震を観測したとき
- (4) 本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき
- (5) 大阪府に津波警報（大津波）が発表されたとき
- (6) その他議長が本議会BCPの適用を必要と認める災害またはその他危機事象、武力攻撃等が発生したとき

※本議会BCPが対象とする災害を、以下「対象災害」という。

4 議会災害対策会議の設置

対象災害が発生したときは、議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「堺市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

5 議会BCPが対象とする期間

本議会BCPが対象とする期間は、対象災害発生から概ね1か月以内とし、その後は、速やかに通常対応へ切り替える。

6 対策会議と議員の役割

(1) 対策会議について

- ① 対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派代表者（交渉会派にあつては会派の代表者とし、非交渉会派等にあつては、当該議員を代表する議会運営委員会委員とする。以下「会派等の代表者」という。）をもって構成する。
- ② 対策会議は、議長を座長に、副議長を副座長とする。
- ③ 対策会議は、座長が招集する。
- ④ 座長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。
- ⑤ 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- ⑥ 座長、副座長に共に事故等があるときは、次に定める順序によりその職務を代理する。
 1. 議会運営委員会委員長
 2. 議会運営委員会副委員長
 3. 対策会議の構成議員中の年長議員
- ⑦ 会派等の代表者に事故等があるときは、当該会派等の議員が代理する。

- ⑧ 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。
- ・地域の被災情報の把握及び市災害対策本部等への提供
 - ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達
 - ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応
 - ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整
 - ・国等に対する要望活動の調整
 - ・本会議、委員会等の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議
 - ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項
- ⑨ ①から⑧のほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、対策会議で協議して決定する。また、会議の内容を記録する。

(参考)

堺市議会災害対策会議組織図

構成議員	議長	副議長	議会運営委員会委員長 議会運営委員会副委員長 各会派の代表者 会派に属さない議員は、議会運営委員会委員
役職	座長	副座長	委員
	堺市議会災害対策会議を設置し、会議を招集し、事務を統括する。	座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。	正副座長ともに事故等があるときは、指定された委員がその職務を代理する。
任務	次の事務を所掌する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の被災情報の把握及び市災害対策本部等への提供 ・市災害対策本部等から入手した災害情報の議員への伝達 ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応 ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整 ・国等に対する要望活動の調整 ・本会議、委員会等の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議 ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項 		

(2) 議員の役割

- ① 市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、対策会議からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。
- ② 市災害対策本部等の活動が迅速に行えるよう、必要に応じて、地域の被災情報を、対策会議に提供する。対策会議への情報提供は、原則として、情報等報告書(様式1)を使用し、事務局へメール又はFAX等により行う。ただし、救命・救助に係る情報は消防本部に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ連絡する。また、当局ができる限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの当局への要望についても、対策会議を通じて行う。
- ③ 対策会議から得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民に提供する。
- ④ 対策会議の構成議員は、同会議が設置されたときは速やかに参集し、同会議の活動に従事する。

7 議員及び議会事務局職員の行動内容

(1) 議員

- ① 対象災害が会議（本会議・委員会等）開催中に発生した場合
 - ア 速やかに自身の安全確保を行った上で、議長、委員長等は、必要に応じ、会議を中断（暫時休憩）するとともに、議会事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を行う。
 - イ 被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
 - ウ 今後の対応の指示があるまでは議会関係フロア（本館 10 階～12 階）において待機する。
 - エ 状況に応じて、議会運営委員会または委員協議（又は予算・決算理事会）を開催し、今後の議事・審議日程等についての検討を行う。
 - オ 退庁時は、常に連絡が取れる体制を確保し、参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。
- ② 対象災害が議員登庁時に発生した場合（①を除く）
 - ア 速やかに自身の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
 - イ 今後の対応の指示があるまでは議会関係フロアにおいて待機する。
 - ウ 退庁時は、常に連絡が取れる体制を確保し、参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。
- ③ 対象災害が議員登庁時以外に発生した場合
 - ア 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
 - イ 常に連絡が取れる体制を確保し、自らの所在を議会事務局に連絡する。参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。

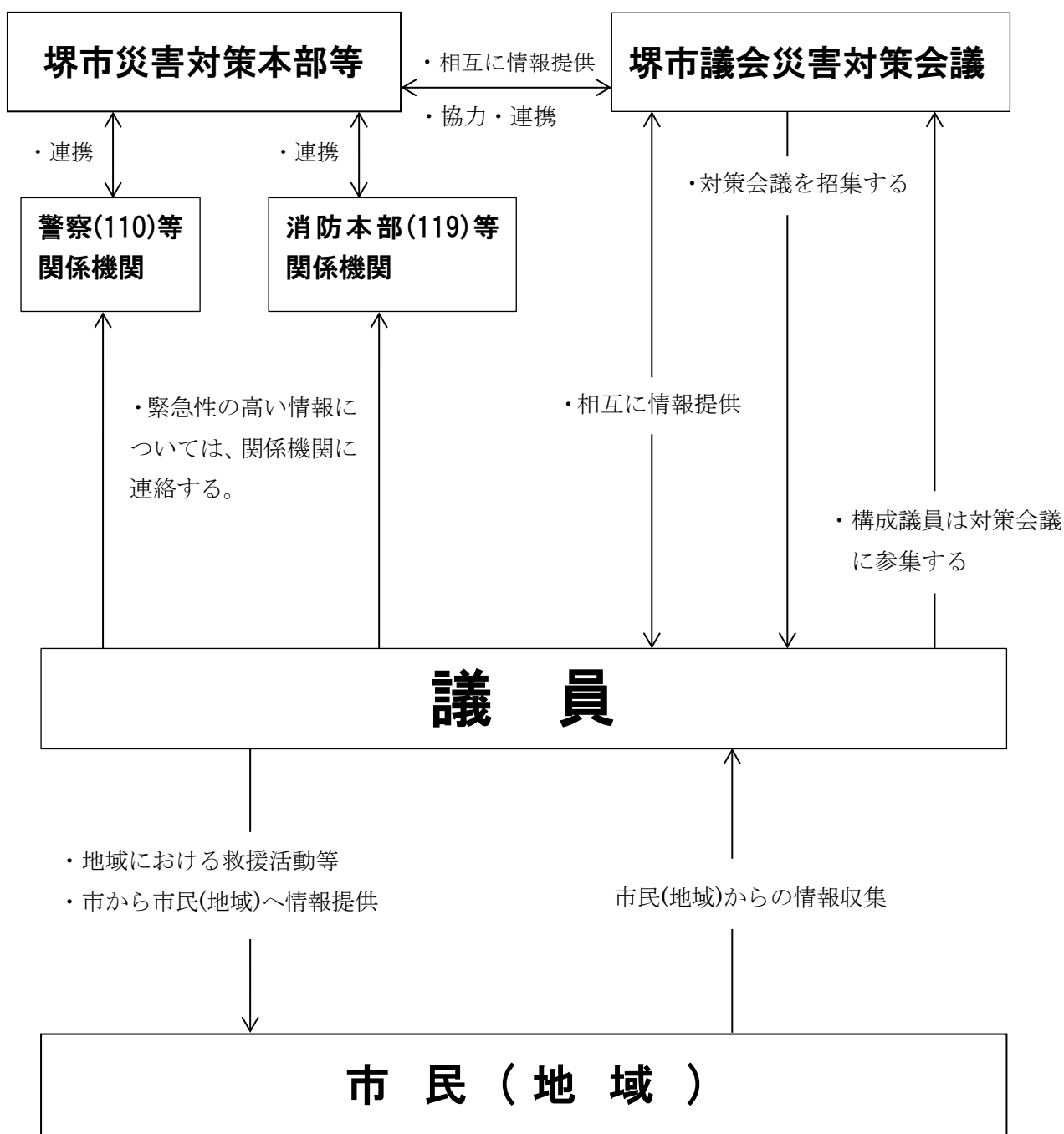
(2) 議会事務局職員

- ① 会議（本会議・委員会等）開催中の場合は、議長、委員長等の指示に従い、傍聴者の避難誘導にあたり、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
- ② 勤務時間外に対象災害が発生した場合は、速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行い、「堺市地域防災計画」における「職員動員計画」に基づく指定場所に参集する。
職場に出勤している職員は、議会フロアにいる市民の避難誘導にあたり、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
- ③ 市災害対策本部等の従事者及び地区班員は、同本部等の指示に従い、それぞれの役割に従事する。その他の職員は、以下の活動を行う。なお、勤務時間外に対象災害が発生した場合は、事務局参集職員（市災害対策本部等の従事者、地区班員及び直近参集職員以外の議会事務局職員）が参集次第、順次活動を行う。
 - ・議員、職員の安否確認
 - ・議会関係フロアの状況確認
（議場、委員会室、会派控室、執務室等の部屋や放送設備、パソコン、電話、FAX等の通信機器等）
 - ・対策会議設置について議長と調整
 - ・議会関係フロアの復旧と対策会議等の会議開催場所の確保
 - ・対策会議や議会運営委員会等の開催にかかる所属議員への連絡
 - ・市災害対策本部等、又は議員から入手した情報（原則として、議員は「情報等報告書」（様式1）で、議会事務局へメール又はFAX等により連絡する。）を対策会議の座長に報告し、その後の対応について協議
 - ・報道対応
 - ・その他、対象災害対応に必要と認める活動

(3) 議員と対策会議、市災害対策本部等との情報伝達

- ① 本部員等の議会事務局職員が市災害対策本部等から収集した情報は、対策会議を通じて議員に伝達する。必要に応じて、危機管理室等当局の報告を求めることとする。
- ② 議員から収集した地域の災害情報は、対策会議において内容を精査し、本部員等の議会事務局職員を通じて市災害対策本部等に提供する。

8 各組織等の関係図



9 議員の安否確認

(1) 対象災害が議員登庁時に発生した場合

① 議員

議会事務局へ今後の連絡等のため、「安否確認表」(様式 2) を提出する。

② 議会事務局職員

議員及び職員(休暇職員等も含む)の安否確認を行い、議員に対象災害が発生した旨を伝え、今後の連絡等のため、「安否確認表」(様式 2) の提出を求める。

(2) 対象災害が議員登庁時以外に発生した場合

① 議員

議員本人の被災状況確認、今後の連絡等のため、「安否確認表」(様式 2) を、メール又は FAX 等により議会事務局へ提出する。市内震度 6 弱以上等明らかな対象災害以外の場合は、議会事務局から対象災害である旨の連絡を受けた後に、提出することとする。

② 議会事務局職員

勤務時間以外に対象災害が発生した場合は、事務局参集職員(市災害対策本部等の従事者、地区班員及び直近参集職員以外の議会事務局職員)は議会事務局に速やかに参集する。

議会事務局職員は、議員本人の被災状況、今後の連絡等のため、メール又は FAX 等により送付された「安否確認表」(様式 2) を整理し確認する。また、明らかな対象災害以外の危機事象が対象災害になった場合、議員にその旨を連絡し、「安否確認表」(様式 2) の提出を依頼する。あわせて事務局職員の安否確認も行う。

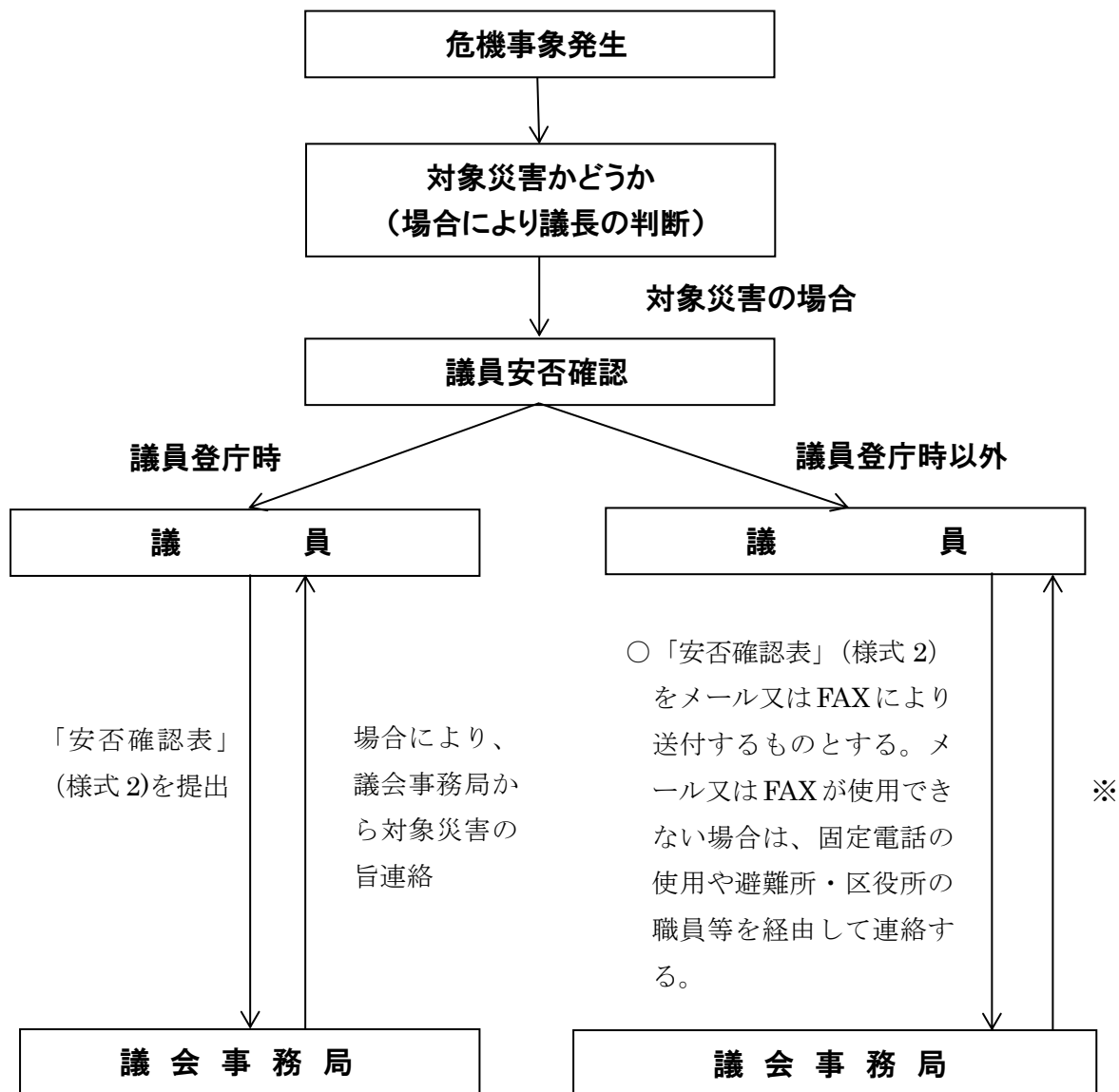
(3) 連絡方法等

議会事務局に直接「安否確認表」(様式 2) を提出できる場合を除き、原則として、議員から議会事務局に対しては、「安否確認表」(様式 2) をメール又は FAX により送付するものとする。メール又は FAX が使用できない場合は、固定電話により連絡するものとする。また、連絡設備等の損傷や通信インフラの途絶等のため、上記手段により連絡が取れない場合、避難所又は区役所等の職員に対して、議会事務局に伝達するよう求めるなどの方法に努める。

なお、対象災害の発生または議会事務局の連絡から 24 時間を経過しても連絡がない議員については、議会事務局から電話(固定・携帯)等で連絡し、安否確認を行う。確認項目は、次のとおりとする。

- ・ 議員本人の被災状況
- ・ 所在地、連絡先
- ・ 参集の可否、参集可能な時期
- ・ その他

(4) 安否確認フロー



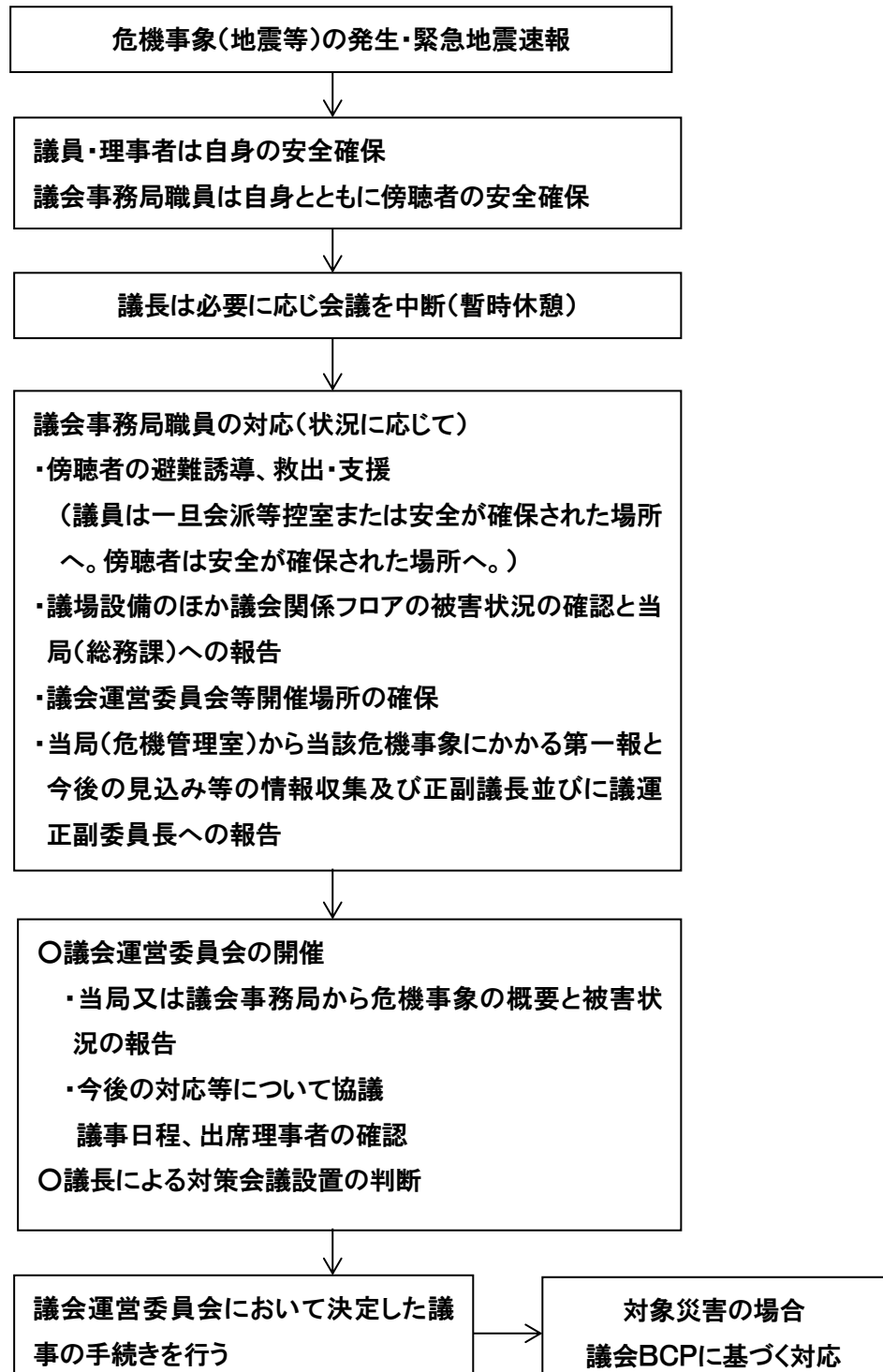
※場合により、議会事務局から対象災害である旨の連絡。また、対象災害の発生又は連絡から24時間を経過しても連絡がない議員については、議会事務局から連絡を行い確認する。

10 業務継続目標
別紙参照

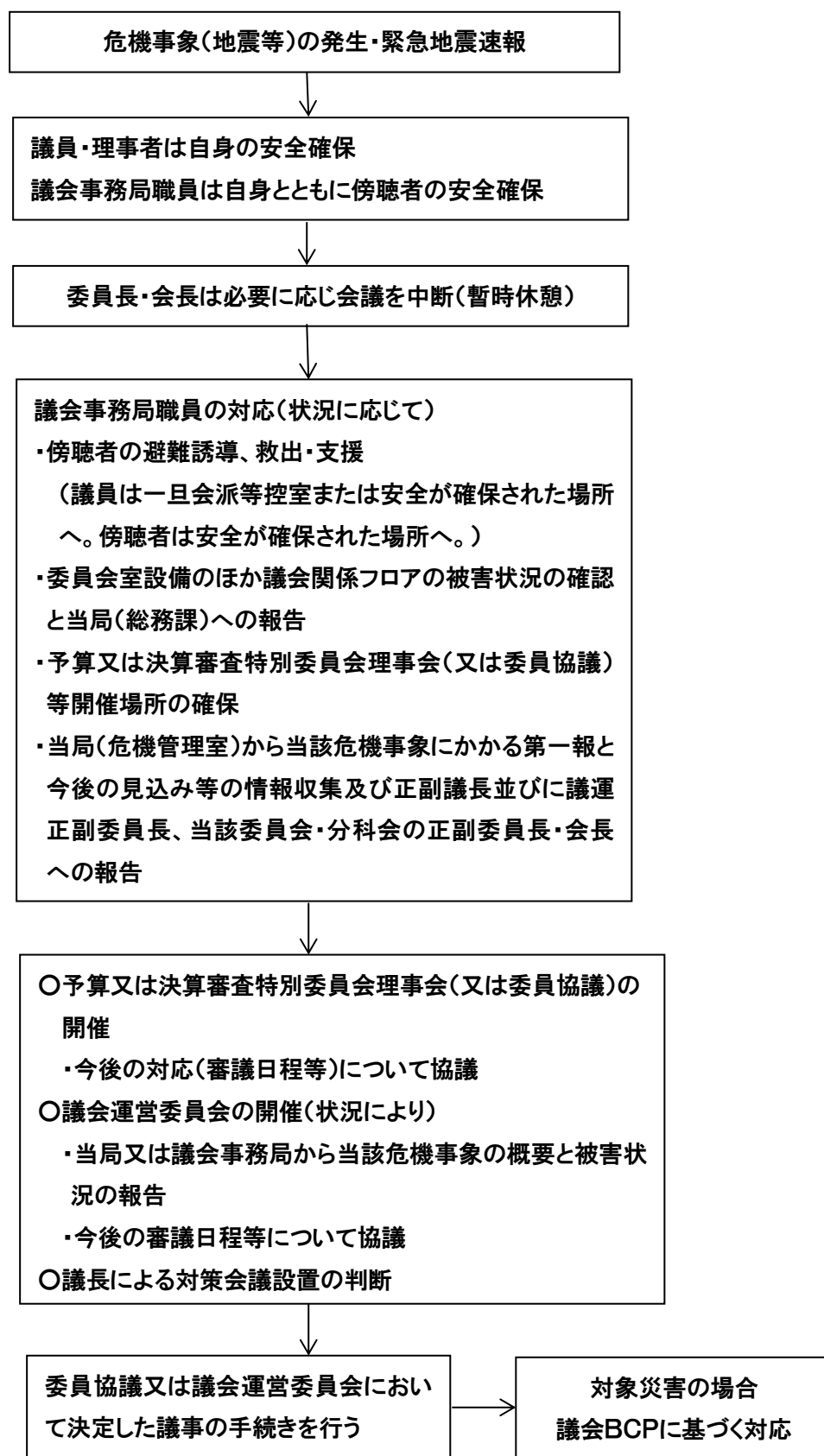
11 議会運営について

(1) 開会中（会議開催中）に危機事象（地震等）が発生した場合

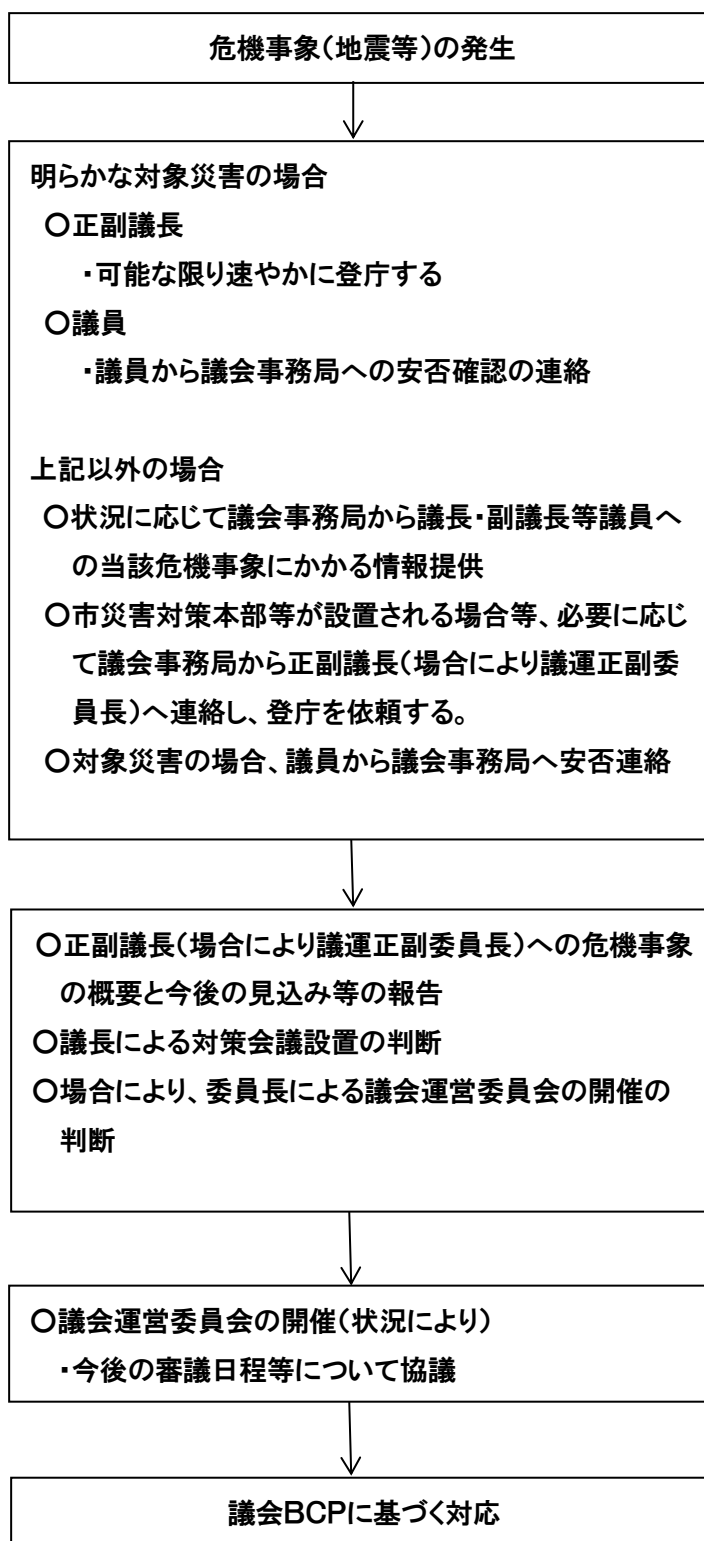
① 本会議



② 委員会・分科会



(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に危機事象（地震等）が発生した場合



12 会議(本会議・委員会等)開催に向けた具体的対応

(1) 正副議長ともに事故がある場合

会期中の場合は、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。仮議長の選任方法は、議会運営委員会で申し合わせることにする。(例 議長経験者のうちの年長議員の順等)

※正副議長のいずれかが職務を行うことになれば、仮議長はその身分を失う。

(2) 正副議長ともに欠けた場合

正副議長を選任する。

(3) 正副委員長ともに事故がある場合

年長の委員が委員長の職務を行う。

(4) 正副委員長ともに欠けた場合

正副委員長を選任する。

(5) 定足数について

原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員（又は委員）の出席が必要である。

(6) 出席理事者について

会議開会時の出席理事者について、当該理事者の被災状況や災害対応状況等を勘案のうえ、当局と調整しなければならない。

本会議において、局長級が出席できない場合は、部長級又は課長級の出席を検討する。委員会において、課長級が出席できない場合は、課長補佐級又は係長級の出席を検討する。

(7) 音響、録音設備、議場・委員会室システム等が使用できない場合、下記の代替手段により対応する。

- ・音響設備 小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク
- ・録音機器 ICレコーダー
- ・時間計測 ストップウォッチ
- ・残時間表示 残時間を表示したカード（残り15分等）を掲示

※スクリーン投影等、その他の機器等については代替手段はなし。

- (8) インターネット中継が不可能な場合
速やかに回復に努めるが、インターネット中継機器が使用できない間は中継しないものとする。
- (9) 議場が使用不可能な場合
堺市議会会議規則第1条に、「議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。」と規定しているが、市長の招集告示前に、天災地変等により議事堂の使用が不可能になった等の場合には、市長が適当な場所を選定し告示することとし、招集告示後の場合は、議長が適当な場所を選定し告示する。
- (10) 委員会室が使用不可能な場合
委員長が適当な場所を選定し開催通知に記載する。
- (11) 会期中に対象災害が発生した場合
議案審議日程の調整等（日程変更、審議終了、会期の短縮等）を行う。
- (12) 閉会中に対象災害が発生した場合
臨時会又は定例会の招集時期、審議日程等について、調整等を行う。また、市長の専決処分の報告をうける。

13 その他

(1) 他の計画等との関係

- ① 堺市業務継続計画との整合性を図る。
- ② 議会事務局の危機管理マニュアルの内容は、議会BCPの内容を踏まえたものとする。

(2) 非常用食料・飲料水

対象災害の発災後、状況等により、議会関係フロアにおいて継続的に業務に従事することが考えられるため、物資の流通が軌道に乗るまでの約3日間においては、議員と議会事務局職員用非常用食料・飲料水の確保に努めるものとする。

(3) 服装及び携行品

議会BCPに係る市議会としての会議又は事務に従事する時は、活動に支障のない服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行する。

(4) 研修及び訓練

議会BCPの実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会、又は議会BCPをふまえた訓練(図上訓練等)を適宜実施するものとする。

(5) 議会BCPの見直し

新たな課題や状況の変化等、議会BCPの見直しを行う必要性を常に検証し、適宜、内容の見直しを行っていくものとする。